



2025年4月より、 車検を受けられる期間が延長されます

現在、車検は「有効期間満了日の1カ月前から満了日までの間」※に受けることになっています。しかし車検需要が年度末に集中しているため、この時期は自動車ユーザーが整備や車検の予約をとりづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。

そこで、道路運送車両法施行規則を改正し「有効期間満了日の2カ月前から満了日までの間」に受検しても、残存する有効期間が失われないことになりました。また、自賠責保険の有効期間もこれに整合させるため、自動車損害賠償保障法施行規則も改正されました（いずれも令和7年4月1日施行）。車検は年度末が大変混雑するため、余裕をもって予約・受検へのご協力をお願いします。

※この期間に受検すると、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく、新車検証に更新可能（右図参照）。

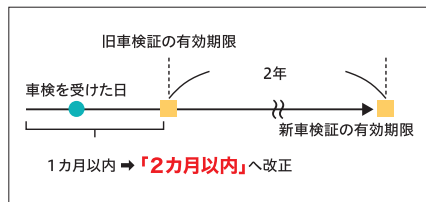
車検の受検可能期間の拡大（25年4月改正）

【現行】＊自家用乗用車の2回目以降の車検の例

車検証の**有効期限前1カ月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができ

【改正後】

車検証の**有効期限前2カ月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができ



出典：国土交通省「来年4月より、車検を受けられる期間が延びます ～年度末を避けて余裕をもって受検をお願いします～」



10月は「年次有給休暇取得促進期間」です

厚生労働省は、年休を取得しやすい環境整備を推進するため、毎年10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、集中的な広報活動を行っています。

同省が運営している「働き方・休み方改善ポータルサイト」では、企業および従業員が自社の働き方・休み方に関する現状や課題などを簡易に自己診断できるツールを掲載しているほか、企業の取り組み事例や働き方・休み方に関する資料などを確認することができます。働き方・休み方改革にご活用ください。

ポータルサイトは
こちらから



運送会社A社の働き方・休み方改善の取り組み事例

〈現状と課題〉

休みは少ないが、収入を増やしたいという考えを持っている乗務員が多く、いかに休みをとってもらうことが大事かという点を納得させることが課題

〈対策〉

- ・年次有給休暇の取得促進月間を設定し、該当月は必ず年次有給休暇を1日は取得できるように前月に希望日をヒアリングしてシフトを作成
- ・睡眠時間の確保など安全にとって休養が重要であることを、教育を通じて認識してもらい、労働時間の削減や年次有給休暇取得促進を意識付け

出典：厚生労働省「働き方・休み方ポータルサイト」、公益社団法人 全日本トラック協会「10月の「年次有給休暇取得促進期間」について」